

博士（水産学） 三木 奈都子

学位論文題名

漁家における女性労働の存在形態に関する研究

学位論文内容の要旨

漁家において既婚女性は漁業の生産労働と家事と育児とを基本的に担い、漁家としての経営・労働組織と生活組織の維持存続に必須の要素となっている。しかしながら、海上作業には男性労働力が不可欠であることから、漁業作業はすなわち海上作業であり漁業は男性産業という視点が支配的であり、漁家における女性労働に関する研究についても一部の労働科学研究等以外ではほとんど行われてこなかった。

現在、女性の漁業への従事は未婚女性が自ら選択して行うことはまれで、既婚女性が家族労働力として期待された役割のなかで行っているのであるが、近年の漁家世帯における後継者不足と漁業従事者の高齢化は、女性に求められている漁業労働や就業を大きく変貌させている。

本論文では、こうした漁業就業者を取り巻く状況における漁家女性の就業を規定する諸要因の変化と漁業労働の内容を分析することによって、漁家女性の労働の存在形態を明らかにすることを課題としている。

このような課題に応えるために、諸調査統計の分析の深化を図りつつ、漁家の女性労働の実態と内容を捉えるという分析視点をとった。これは、漁業労働を海上作業から陸上作業まで連続したものとして認識し、さらにこの漁業労働に家事労働や漁業外就業を含めた漁家の労働全体の中での女性労働を捉える必要があるためである。

第Ⅰ章「漁家女性の漁業労働と就業状況」では、漁家女性の漁業従事と就業状況の特徴・特質についてマクロ的に把握した。第1に男性よりも陸上作業にシフトした形で漁業に従事する場合の多い女性労働においては、近年の男性労働力の不足を要因として、緩慢ではあるが漁船漁業への従事が進展していることを明らかにした。また、男女の漁業労働時間の差は1日あたりの労働時間ではなく、女性の季節的な従事によるものであること、海上作業を行うことによって女性の漁業経営への参画状況が高まることなどを明らかにした。

第2に、漁家女性の就業状況を就業内容に沿って分類した後、年齢階層的に女性の就業状況が2極化している状況を明らかにした。また、自営漁業のあり方と地域労働市場の展開度合いが漁家女性の就業を規定づける主要因であることも検証した。

第Ⅱ章の「漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容の実態」では、海上作業従事、陸上作業従事、漁業外従事という就業状況ごとに行った実態調査を通して、漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容について分析した。第1に、沿岸漁業乗組員、夫婦操業、単身操業とに分けられる女性の海上作業従事は、漁場が近く労働時間が短いという条件が前提になるが、沿岸漁業乗組員と夫婦操業では男性労働力の不足が女性の海上作業従事を強く要請するものとなっていることを明らかにした。

第2に、漁具準備・処理作業、水揚・選別作業、自家加工作業とに分けられる陸上作業は、一時的に大量の労働力を必要とし海上作業に比べて時間的・技能的な従事の制限が小さいために、家族労働力が全面的に投入されるだけではなく、季節的に遊休労働力化している農漁家女性も雇用労働力として吸収されていることを示した。

第3に、漁業外自営業と雇用就業とに分けられ、かつ季節的な漁業従事の兼業として組み合わされる形態が一般的な漁業外従事は、若年者の恒常的雇用就業化による漁業からの離脱と高齢者の消極的な專業的漁業従事が進展するにつれて減少しつつあることを明らか

にした。また、若年女性の恒常的な雇用就業は諸事情を介して積極的になされる場合が多いが、漁家女性を低賃金労働者として存在せしめ、漁家の漁業的性格を弱めていることを示した。

以上の検討から導かれる本研究の結論は、以下のとおりである。

第1に、男性よりも陸上作業にシフトした形で漁業に従事する場合の多い女性労働においては、近年の男性労働力の不足を要因として、緩慢ではあるが代替労働力的な漁船漁業への従事が進展している。

このような漁業従事は育児・家事の負担が小さくなり海上作業を行い得る時間的条件を有する中高年女性を中心としている一方で、若年女性においては労働市場における年齢的な雇用条件の有利性から恒常的雇用就業化が進展しており、漁家女性の就業の年齢階層的な2極分化傾向が顕著である。

第2に、女性の海上作業従事の多くは選別作業や繩縛り作業といった補助的労働であるが、労働力不足状況における複数人の海上作業従事者を必要とする漁業での女性の海上作業従事は、技能を蓄積した漁業を維持させ、少なくとも基幹的従事者である男性分の漁業収入を失わないという消極的な経済有利性を選択したものである。そのため、女性は海上作業における時間的・肉体的な制限範囲を若干拡大して対応し、地域の海上作業従事に関する「女性禁忌」などを消滅させつつある。

第3に、陸上作業時間の長い漁業においては、陸上作業従事の必要性が高く、また、海上作業に比べて時間的・技能的な制限が弱いため、幅広い年齢の漁家女性が労働市場の展開度合いに大きく左右されずに不可欠な労働力として従事している。家族労働力が不足する場合には、季節的に遊休労働力化する農漁家の女性労働力を吸収する。しかしながら、兼業従事を必要とする農漁家女性が減少していることや漁家雇用は時間が不規則で低賃金であることから漁家雇用労働力の不足傾向がみられ、陸上作業が海上作業を規定する可能

性も生じ始めている。

第4に、労働力不足が顕著で漁家の存続が危ぶまれる状況においては、中高年女性を中心とした漁業における女性労働は欠かせない労働力として海上作業・陸上作業における重要性が高まっているものの、今後の動向を推測してみた場合には、若年女性において進展している恒常的な雇用就業化が漁家の漁業的性格を弱め、漁家における女性労働を漁業補助的な労働から家計補助的な労働へと変化させつつある。

学位論文審査の要旨

主査教授 廣吉勝治
副査教授 梨本勝昭
副査教授 天下井清
副査助教授 古林英一

学位論文題名

漁家における女性労働の存在形態に関する研究

漁業における女性労働の問題は、従来、労働科学研究等において触れられることはあったが、漁業経済研究の立場からは、またジェンダー研究の盛んな今日においても殆ど研究対象とされてはこなかった。主論文は斯界におけるそうした従来研究の欠落部分を補完する重要な意義を有すると共に、漁業の今後の労働力を規定することが予測される漁家女性の就業実態を分析した点において高い評価を付与しうる研究であると思料される。

評価すべき主論文の論点は以下の通りである。

第1に、漁家における女性就業の実態を、特殊的海上労働の展開を中心としつつも漁業陸上労働、漁業外労働、及び諸家事労働を含め、その特徴と変化の様態について全体的、マクロ的に把握したことである。一方で漁業技術の変化に一定程度裏打ちされ、他方で男子労働力の不足を補う形で女性の代替的な漁船漁業従事が彼女たちに負担を強いつつ、また年齢階層的分化と地域労働市場の展開に規定されつつ確実に進行していくであろうことが推察されている。

第2に、漁家女性が漁業労働の場に駆り出されていく仕方は多様であるが、海上労働の場合、一定の肉体的・時間的限定と性別分業のもとで男子と殆ど同様の従事内容を示すことが把握された。その場合、乗組員（雇われ）と自営就業とでは経済的意義が異なっている。前者は地域限定的ながら社会化された労働として認知される展開が認められるのに対し、後者は基幹的従事者である男子の漁業収入を維持するためのそれという消極的意義が認められるに過ぎない。ここに、補助的労働としての漁家女性の限界的な問題性、克服課題が集中的に現れている。

第3に、陸上における漁網具の準備・処理作業、水揚げ・選別作業、自家加工作業等においては幅広い年齢階層の漁家女性が家内労働として係わってきたが、季節的、不規則的、兼業的な当該陸上漁業労働力が地域労働市場の展開のなかで確保困難とな

りつつある態様が示された。今日、陸上作業の存在は漁業生産過程そのものの規定的要因と位置づけられており、漁家の陸上作業の外部化の必要が指摘されている。

第4に、漁家女性の漁業労働力としての期待は海上労働にせよ陸上労働にせよ今後とも強まらざるを得ないものと思われるが、家事・育児・老人介護労働を含めての負担軽減措置など、産業的立場から女性労働支援のための政策的課題が反照されたことである。今後は、男子労働力の補助的就業や漁村に滞留する中高年女性の片手間仕事といった消極的内容にとどまることがない形で漁家女性の在り方を模索するのではなければ、自営漁業を展望しえないからである。

主論文は、女性労働の視点から漁業労働の現状と展望について、実査を中心として多面的に検討したところに独創性と学問的価値が認められる。また、今後の学界に及ぼす影響やテーマ設定の政策的意義も大きい。

以上により、申請者の研究成果は漁業経済の分野、及び女性漁業労働研究の分野において学問的、かつ政策的貢献度が高いと評価された。よって、審査員一同は、三木奈都子氏が博士（水産学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。